

第3回宮城県教育振興審議会 会議録

平成28年 7月28日作成

- 1 会議名 第3回宮城県教育振興審議会
- 2 開催日時 平成28年5月20日（金）午後3時から午後5時まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎4階 特別会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者4名》
- 5 概要 以下のとおり

(1) 開 会

(2) あいさつ（村井知事）

(3) 委嘱状の交付

(4) 議 事（議長：平川会長）

- ・ 第2期宮城県教育振興基本計画素案について
資料1, 2, 3及び参考資料1に基づき説明（説明者：伊藤 教育企画室長）

(5) そ の 他

(6) 閉 会

1 開会【司会】

それでは、定刻でございますので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、「第3回宮城県教育振興審議会」に御出席を賜りましてありがとうございます。

会議開催に当たり、本会議の成立についてはじめに御報告を申し上げます。本日は、熊谷祐彦委員、橘眞紀子委員、堀田龍也委員の3名から、所用により欠席される旨の御連絡がございました。したがって、本日の審議会は20名中17名の委員の皆様にご出席をいただいております。教育振興審議会条例第4条第2項の規定により、過半数の委員が出席されておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本審議会は情報公開条例第19条に基づき公開となっておりますので、御了承願います。

それでは、ただいまから「第3回宮城県教育振興審議会」を開催いたします。開会に当たりまして、宮城県知事村井嘉浩より御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ（村井知事）

皆さん、こんにちは。第3回宮城県教育振興審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

はじめに、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年11月の諮問以来、これまで2回、審議会が開催されたところではありますが、委員の皆様方には、限られた時間の中、活発な御議論をいただき、心から感謝を申し上げます。

本県では、東日本大震災からの復興に向けて、県民一丸となって取り組んでいるところでありますが、復興を実現する上で、何よりも大切なのは未来を担う人材の育成であり、そのために教育の果たす役割は非常に大きいものがあると考えております。

私も、4月に開催いたしました宮城県総合教育会議において、教育委員の皆様と本県教育の方向性について意見交換を行ったところであり、また、会議の中で委員から「教職員の皆様に、元気になるようなエールをいただけないか」との意見を頂戴いたしましたことから、先日、先生方をはじめ学校を支える教職員の皆様方に向けたメッセージを発信いたしました。私自身、児童生徒と直接向き合う学校現場の取組に大いに期待をしているところであり、その意味におきましても、審議会の議論の行方に注目をしております。

本日は、これまでの議論を踏まえ、第2期計画の骨格となる素案について御議論をいただくと伺っております。いよいよ審議会の議論が佳境を迎えることとなりますが、委員の皆様方には、引き続き熱心な御議論をお願い申し上げます、私の開会の挨拶といたします。

今日は、よろしくお願い申し上げます。

【司会】

ここで、村井知事は公務のため退席をさせていただきますので、御了承願います。

なお、先ほどの知事の挨拶にございました「教職員等へのメッセージ」につきましては、委員の皆様方の机上に配布いたしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次第3に進めたいと思います。

3 委嘱状の交付【司会】

このたび、お二人から委員辞任の申し出がございました。宮城県高等学校長協会会長でいらした渡邊幸雄委員、それから仙台市中学校長会会長でいらした八巻賢一委員のお二人に代わりまして、本日付けで審議会委員をお引き受けいただきましたお二人を御紹介させていただきます。本来であれば、お一人ずつ「委嘱状」又は「辞令」をお渡しすべきところではございますが、本日は、大変恐縮ではございますが、時間の関係上、机にお配りさせていただいております。

委員をお引き受けいただきましたお二方のお名前を御紹介させていただくことで、交付に代えさせていただきますと思いますので、恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしますので御起立いただき、一言、御挨拶をいただきたいと存じます。

はじめに、宮城県高等学校長協会会長の加藤順一委員でございます。

【加藤委員】

今、御紹介いただきました、宮城県高等学校長協会の加藤でございます。

前任の渡邊幸雄会長が、この春、定年を迎えて退職されたということで、後任として、私、仙台一高の校長、加藤がお引き受けすることになりました。

この審議会ですら、どういった議論がなされていたのか、資料は頂戴しているところですが、なかなか十分に読み込めていない部分がございます。そういった議論の流れ等を理解した上でいろいろお話しできればと思っております。差し当たっては少し黙っている時間が長くなることが多いかと思っておりますが、お許しいただければと思います。

今回、この席に来るに当たって、日頃、私が現場でどんなことを思っているかということを変えて考えたんですが、やはり今、生徒たちには自分で考え判断する力、そして人間的な幅をどう広げるかということをお求めているというのが実態でございます。何かを教え込むというよりも、これからいろいろ考えていく上でどれだけ人間的な幅を広げるか、その土台を築けるか。今日いただいた資料に「時代の要請に応える教育」という言葉があったんですが、それを読みながら、私が育てたいのは時代の要請とか社会の要請を理解する、それに気づいて発見する力をどうやってつくるかということかなということをおもっておりました。

現場に暮らす者として、気づいたこと等をお知らせできればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。

もう一方、仙台市中学校長会会長の熊谷祐彦委員でございますが、先ほど申し上げましたとおり本日は所用により欠席でございますので、次回、改めて御挨拶をいただきたいと思っております。改めまして、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより先は平川会長に議事進行をお願いいたします。平川会長、よろしくお願ひいたします。

—以下議事—

4 議事

【議長】(平川会長)

それでは、3回目の審議会でございます。よろしくお願ひいたします。

大分内容が詰まっておりますので、早速ですが、事務局から「第2期宮城県教育振興基本計画素案」についての御説明をお願いいたします。

【事務局】(伊藤教育企画室長)

教育企画室の伊藤でございます。

それでは、資料に基づき御説明をいたします。資料1の基本計画素案を御覧ください。

この素案は、本県教育の現状やこれまでの審議会における審議などを踏まえ、事務局におきまして、全体の体系や主な論点などについて、たたき台として整理をさせていただいたものであり、表紙の黒丸4つが説明項目でございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページが「計画の概要」でございます。「策定の趣旨」に加えまして、「計画の位置付け」として、いわゆる第1期計画の後継計画として本県教育の目指すべき姿を明確にし、それに向けて講ずべき施策の方向性等を示す計画として策定するものであり、計画期間は平成29年度から38年度までの10年間であることなどを記載しております。

2ページは「計画の体系」であります。まず、「考え方」であります。計画を効果的・効率的に推進していくため、「目指す姿」「目標」「基本方向」の3つの階層に分けて推進する第1期計画の体系を踏襲することとしております。

まず、「目指す姿」については、10年後に実現していることを目指す姿でありまして、現段階では、本県教育の現状等を踏まえ、第1期計画において掲げた目指す姿を引き継ぎ継続することとしております。

「目標」は、目指す姿の実現に向けて具体的に取り組むべきテーマであり、その下に基本方向として、目標を達成するために講じていく取組を記述しております。

この3つの階層を整理したものが、3ページの「全体像」になります。

第1期計画からの変更点を御説明いたしますので、お配りしているA3縦の資料2を御覧いただきたいと思っております。資料2の右側に第1期計画、左側に第2期計画の体系をそれぞれ記載して、変更箇所アンダーラインを付しております。

まず、表の一番上、「目指す姿」につきましては第1期計画と変更はございません。

次に、上から2つ目の囲みの「計画の目標」については、数を従来の4から5に増やしており、新たに目標3として、「ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む」を追加しております。

また、順番については、第1期の目標1と目標2を、第2期において入れ替えをしつつ記述を見直しております。第1期の目標1は主に学力向上に関わる部分であり、目標2は心に関わる部分であります。第2期においては、心の部分を一番目に持ってきたというものでございます。

次に「基本方向」であります。A3横の参考資料1と素案の3ページを併せて御覧いただきたいと思っております。

参考資料1は第1期計画の体系を表したものでございます。14ページと書いてあるページの左側に「計画の目標」と「施策の基本方向」が記載されてございますが、それぞれ矢印がまとまって1つになって左側を向いている形になっており、基本方向全体として目標全体の実現につなげていく体系ということになっております。

これに対しまして、今回の第2期計画では、素案の3ページを御覧いただきたいと思いますが、例えば、基本方向1と2は目標1にぶら下がっております。これは基本方向1と2によって目標1の実現を目指すというような形で、それぞれの目標と基本方向の関係を明確にして整理をしているところでございます。

また、A3縦の資料2にお戻りいただきます。「基本方向」の数といたしましては、従来は6項目でしたけれども、第2期計画では10項目に増やしているところでございます。これは本県教育の現状やこれまでの議論を踏まえまして、その重要性に鑑みて新たに立ち上げたり、分離独立させたものでございます。

具体的には、表の右側に第1期計画の基本方向2がございまして、こちらは「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」ということで心と体の育成をうたっておりますが、第2期では心と体を分けて、それぞれ重点的に取り組むということでございまして、また、第1期計画では基本方向1の中の一つの項目として(3)に「幼児教育の充実」がございましたけれども、第2期では基本方向4ということで独立させております。さらに、基本方向6及び7につきましては、東日本大震災の経験などを踏まえ、新たに設けたものであります。

次に、全体のイメージ図につきましては、恐縮ですが素案の方にお戻りいただきまして、4ページを御覧いただきたいと思いますが、図表で表されているものでございます。

まず、ページの上半分に丸が3つ、三角形に配置されております。一番上の丸には基本方向1と基本方向2による「心身ともに健やかな人づくり」ということで、こちらは目標1につながるものでございます。その下に2つの円がございまして、左側が基本方向3から5、「社会を生き抜く人づくり」として目標2に、右側が基本方向6と7、「宮城の将来を担う人づくり」ということで目標3にそれぞれつながるものでございます。

これら3つの円の中心に志教育を置きまして、全体を貫く根本的な方針としての位置付けを表しております。これら3つの円が、「子どもの育成」に関わる部分ということになります。

それに対しまして、ページの下半分は子どもの育成を支える基盤の部分に当たります。基本方向8の教員の資質向上を含む教育環境の整備や、基本方向9による家庭・地域・学校の連携・協働による環境づくりが目標4につながり、一番下の基本方向10は生涯学習、文化芸術、スポーツ活動の推進による社会全体の下支えを構成して、目標5につながるものであります。

以上が計画の体系についての説明でございます。

続きまして、主な論点について御説明いたします。素案の5ページ以降になります。こちらでは、それぞれ基本方向ごとに主な論点を整理しております。なお、項目の右側に「重点的取組」ということで箱囲みをしてございますが、これらは特に重点的に取り組むものとして別途整理をするものであり、詳細については次回の審議会においてお示しをしたいと思います。とっております。

7ページをお開きください。「基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成」であります。このタイトルの下に、「方向性」として箱囲みで記述をしている部分がございます。これは本県教育の現状と課題、これまでの御議論を踏まえて10年先を見据えた方向性を記述したものであり、これに基づきその下に個別の取組として論点を列挙しているものでございます。

まず、(1)の「生きる力を育む『志教育』の推進」では、志教育を継続・発展して推進し、発達段階に応じた確かな心の成長を目指すこと、震災を通じて活発化したNPO等民間団体と学校との連携強化などについて、(2)の「思いやりがあり感性豊かな子どもの育成」では、道徳教育の充実として命を大切に教育、さらにはコミュニケーション能力の育成など、8ページでは、(3)の「いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実」として、分かる授業の実践による行きたくなる学校づくり、チームによるいじめ・不登校等の未然防止・早期発見・早期対応、みやぎ子どもの心のケアハウスへの支援などを挙げております。

9ページは「基本方向2 健やかな体の育成」であります。

(1)の「健康な体づくりと体力・運動能力の向上」では、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした運動を「する」「みる」「支える」態度の充実や、外部人材の活用による運動部活動の体制整備など、(2)の「食育の推進」では、宮城県の豊富な食材や伝統的な食文化の活用、農業体験など地域の生産者との交流など、(3)では「心身の健康を保つ学校保健の充実」を挙げております。

11ページは「基本方向3 確かな学力の育成」であります。

(1)の「基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」では、基本的な生活習慣と学習習慣の定着、

アクティブ・ラーニングの充実、学力・学習状況調査の徹底活用など、(2)の「国際理解を育む教育の推進」では、小学校段階からの外国語活動の推進、外国人との交流活動や海外留学など国際的視野を深める体験活動等の充実など、12ページになりますが、(3)の「時代の要請に応えた教育の推進」では、ICT教育、環境教育、シチズンシップ教育の推進に加え、本県独自の取組である「MIYAGI Style」の推進を挙げております。

13ページは「基本方向4 幼児教育の充実」であります。

(1)の幼児期における「学ぶ土台づくり」や家庭教育支援、(2)は「幼児教育の充実のための環境づくり」として、幼・保・小の連携強化と小学校への円滑な接続、幼稚園教員や保育士等の研修の充実など、(3)は「幼児教育の推進に向けた体制づくり」として、保健福祉部門と教育部門の緊密な連携のもとで、幼児教育から義務教育、高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づくりを挙げております。

14ページは、「基本方向5 特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進」であります。

(1)の「自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり」では、乳幼児期からの支援体制の充実や個別の教育支援計画等による一貫した指導支援など、(2)の「個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり」では、ICTを活用した障害の特性に応じた指導の工夫、特別支援学校のセンター的機能の強化や狭隘化対策の推進など、(3)の「共生社会の実現に向けた地域づくり」では、地域とともに学び合う交流及び共同学習の推進、インクルーシブ教育システムや障害者差別解消法の理解と啓発などを挙げております。

16ページは、「基本方向6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」であります。

(1)の「伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成」では、我が国固有の伝統文化や郷土の教育資源を活用した教育の推進、自分が暮らす地域への誇りや愛着の形成、日本遺産に代表される宮城の魅力あふれる様々な文化財の活用など、(2)の「宮城の将来を担う人づくり」では、ふるさと宮城の復興を担う人づくり、ものづくり産業等の地域産業の発展を支える専門的職業人の育成などを挙げております。

18ページは、「基本方向7 命を守る力と共に支え合う心の育成」であります。

(1)の「系統的な防災教育の推進」では、防災教育副読本や震災遺構を活用した防災教育の推進や地域との連携による先進的な防災教育の実施、(2)の「地域と連携した防災体制の確立」では、地域との合同避難訓練の実施など、地域と連携した防災体制の確立や県立学校の避難所利用など、学校施設の防災機能の整備を挙げております。

19ページは、「基本方向8 安心して学べる教育環境づくり」であります。

(1)の「教員の資質能力の総合的な向上」では、教員研修の改善と充実、学校内での指導力の伝承のための校内指導体制の整備、教員としての適性・教育への情熱・実践力を重視した採用選考などの工夫・改善、新たな教職員評価制度の確立など、(2)の「学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実」では、学校を窓口とした福祉関連機関等との連携による総合的な子どもの貧困対策の推進、多様なニーズに応じた学習機会の確保、奨学金や被災児童生徒への就学支援、居場所づくりや学習支援におけるNPO等民間団体との連携強化など、(3)の「開かれた魅力ある学校づくりの推進」では、コミュニティ・スクール等の地域に開かれた学校づくり、児童生徒数の減少や社会状況の変化に対応した魅力ある学校づくり、多様な学びのニーズに応える定時制・通信制高校教育の充実、県立高校における入学者選抜制度改革の検証・改善など、(4)の「学校施設・設備の整備充実」では、災害時の避難所等の役割を果たす学校施設の耐震化の促進や快適な空間づくり、ユニバーサルデザインを踏まえた施設の整備、各学校の特色ある教育活動の充実に配慮した施設・設備の整備の推進など、21ページにまいりまして、(5)の「私学教育の振興」として、各種助成措置や公立学校との交流の推進などを通じた特色ある教育への支援を挙げております。

22ページは、「基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり」であります。

(1)の「家庭の教育力を支える環境づくり」では、親としての学びと育ちの支援や家庭教育支援体制の充実、社会全体で子どもの成長を支えていくための気運醸成、ルルブル運動など子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進など、(2)の「地域と学校の新たな連携・協働を推進する仕組みづくり」では、地域と学校が互いに支え合う新たな連携・協働を推進する仕組みづくりや地域活動団体、ボランティア団体等のネットワークの構築及び交流の場の設置など、23ページになりますが、(3)の「子どもたちが安全で安心できる環境づくり」では、地域ぐるみの学校安全

体制の整備、安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備として民間事業者と連携した情報モラル教育やリテラシー教育、子どもたちの安全・安心な居場所として放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の整備などを挙げております。

24ページは、「基本方向10 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」であります。

(1)の「いつでも誰でも学ぶことができる環境の充実」として、みやぎ県民大学などの生涯にわたり学び続けることができる環境づくりや学習の成果を生かす機会の充実を挙げております。

(2)の「多様な学びによる地域づくり」として、学習の実践や活動への参画を通じた地域コミュニティの活性化や地域の教育資源である人材の発掘、生涯学習指導者や地域づくり活動のリーダーの育成など、(3)の「文化芸術活動の推進」では、文化芸術に親しむ機会、体験活動の充実、文化芸術活動を担う人材・団体の育成など、25ページにまいりまして、(4)の「文化財の保護と活用」、

(5)では「スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築」として、多様な関わり合いによるスポーツを「する」「みる」「支える」活動の推進、県有スポーツ施設の整備、スポーツに関する情報提供等の条件整備、障害者スポーツの普及・強化など、(6)の「競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」として、プロスポーツの更なる定着促進、ジュニアアスリートの発掘・育成の充実、トップアスリート・指導者への支援として活動費補助やセカンドライフ支援などを挙げております。

以上が、素案の主な論点になります。

続きまして、26ページを御覧ください。次回の審議会においてお示しさせていただく中間案の構成であります。

I章からV章まで、本県の教育の現状や計画の推進方策などを含め、記載の章立てを予定しております。本日お示しした素案は、III章とIV章の1と2の部分に相当するものでございますが、本日の議論を踏まえまして、今後更に精査をまいります。

最後に、資料3を御覧いただきたいと思っております。スケジュールの部分でございます。

表の右側の列が審議会でございますが、策定作業を精査した結果、第4回から第6回の開催月を、これまでお示ししていた月からそれぞれ1か月遅らせていただいております。7月から8月、9月から10月、11月から12月という形でございます。具体の日程につきましては、それぞれ早めにお知らせをいたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の素案の審議の後、表の左側になりますが、県教育委員会の主催による県内7地区での意見交換会が開催されます。これは学校現場や保護者、教育に関わる団体の皆様から各地域における教育に関する現状や課題をお聞きするとともに、本日お示ししている素案についての意見交換を行い、今後の検討の参考とするものであります。本日の御議論や意見交換会での御意見などを踏まえ、中間案を取りまとめまして、県民の皆様からのパブリックコメントを頂戴しながら、第4回、第5回審議会において、更に議論を深めてまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【議長】(平川会長)

ありがとうございました。

5つの目標と10の基本方向について御説明をいただきました。これを取りまとめるに当たりましては、第1期計画を踏襲する部分と新しく付け加えられた部分ということでございますけれども、これまでの2回の審議会で委員の方々から御発言いただいたものも、それぞれの基本方向等に関わる部分は取り入れさせていただいているということでございます。それらを基にまとめてきたということでございますが、特に第2期では、基本方向の6と7が新しく取り入れられてきているということでございます。また、第1期計画では「学力」が冒頭に來ていたのが、今回は「心」に入れ替えたという、この辺りが今回の方針の県が考えておられる非常に大きな特徴になってきているのかなと思っております。

今日の議論・御意見は、最初に1ページから4ページまでの「計画の概要」「全体像」のところについて、まず御意見をいただきたいと思っております。その後、5つの目標それぞれについて御意見をいただきまして、一つの目標について、時間的には15分くらいずつの配分になるかというふうに思っております。

それでは、最初に「計画の概要」と「全体像」のところでございます。何か御発言等がございましたら、どうぞお願いをいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

【木村委員】

耕人塾の木村と申します。事前に資料を送っていただきありがとうございました。読ませていただきました。第1期と比べて、多岐にわたって深まっているなという感じを持ちました。

3ページの「全体像」の「目指す姿」ですが、これについては第1期を踏襲して一言一句皆同じなのですが、ここだけが10年後にこうなっていますよというような表現になっていて、その他は、こうやっていきますということが一つ。何か意図があってそうしたのかもしれませんが。

それから、ここだけ語尾が敬体になっています。「育っています」とか。その下の目標等は「育む」「つくる」となっています。この辺も何か意図があってこのようにしたのかもしれませんが。その辺を教えていただきたいなと思いました。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

最初に「目指す姿」と「目標」「基本方向」の記述のトーンの違いということでございますが、「目指す姿」については、10年後にこうした子どもたちが育っていることを目指しているということで、その状態を表しているような記述になります。

下の部分については、その「目指す姿」を実現するために、今現在の我々がどう取り組んでいくかという形での記述になりますので、何々していきますというようなトーンで記述をしているところでございます。

それと、「です」「ます」の部分については、改めてもう少し精査をさせていただきたいと思っております。

【議長】（平川会長）

達成目標と達成するための方法ということでございました。
他にいかがでしょうか。

【川島副会長】

4ページ目のイメージ図について少しお伺いしたいことがございます。

まず、今回の目標、基本方針というのは、実行する主体は行政ですね。その大前提に基づいて4ページ目を見ますと、場として学校・家庭・地域が下に置かれている。では、その上にある志教育というのは、場としてはどの場が担当するのか。この図からは全く読み解くことができません。

それぞれの目標は、実際にはそれぞれ学校であり、地域であり、家庭に向けて、こういったことを行政がしますよということを、目標とか基本方針の中で言っていますから、そういう意味ではこの図の整理の仕方はちょっと誤解を招くというか、特に志教育という概念の部分と実際の場の部分を乖離して描いていますけれども、目標自体が対象としているところはどちらも学校であり、地域であり、家庭でありということになっていますので、ここのところをもう少し整理されたほうが良いような気がいたします。「行政としてここは学校に語りかけるんだ」ということの意図で横串を刺したいのであれば、もっと見やすい、わかりやすい表現の仕方があるのかもしれないと感じます。

【議長】（平川会長）

どこが担っていくのかということですね。図の描き方によって確かにイメージが変わってまいりますので、これはいろいろ御意見をいただきたい上で御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

【山田委員】

東北電子産業の山田でございます。大変素晴らしい計画で、目指すイメージ像という意味ではいいのではと感じました。

10年間でいつまでにどういうことをされて、数値目標としてどういうところを設定されるのかというのが、これから重要なポイントになってくると思います。どこかにPDCAとございましたけれども、今これはPの段階だと思っておりますので、是非DとCとAのところ、それから各項目に関する責任部門がどなたになるのかということまで落とし込んでいただければと思います。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

御指摘いただいたとおり、これは10年間かけて到達しようとする目標に向けてどういう取組をしていくかというようなPの部分でございます。第1期計画におきましては、このPの部分に、例えば数値目標といったものは計画の本文には記載をしておらず、その後の実施計画の段階で個別の事業のレベルで目標を掲げていたところでございます。

今回、第2期計画を作るに当たりまして、その数値目標の入れ方ですけれども、本文の方に入れるような形で検討をさせていただきます。中間案の部分でお示しをしたいと思いますけれども、この本文の中で基本方向に沿った形で目標をできるだけ設定したいと思っております。

【議長】（平川会長）

あとは責任部局というのでしょうか、そういうものは明記するのか、どういう方針でいくのか、何かございますか。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

はい、そちらも検討させていただきます。

【議長】（平川会長）

先ほど御説明いただいたA3（参考資料1）の図ですと、第1期では矢印がひとまとめになっていて、全体で計画の目標を達成しているということになってはいますが、今回の場合は系列化された形になってはいますので、見方によってはどこが責任を持って行うのかということが設定しやすいような作りにはなっているのかなど。前の計画ではどこがやるのか分かりにくいようなところもあったかと思っております。

今回は、縦系列がかなりはっきりしていると思っております。ただ、縦系列になっているから縦割りになる可能性も考えられます。その辺はどこが主体になってやるかということについてはお考えいただいて、当然お考えになっておられると思っておりますが、それをどういう形で組み込むかということですね。組み込むのがいいのかどうかということもあると思っておりますので、御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは、また後ほどいただいても結構でございますので、次に進んでいきたいと思っております。5ページ、6ページの「主な論点」は次の以降のところでは具体化されておりますので、7ページ以下に入ります。

まず最初に、目標1が基本方向1と基本方向2でございますので、7ページから10ページまでについて御発言がございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【丸山委員】

7ページの「思いやりがあり感性豊かな子どもの育成」のところの「道徳教育の充実」についてです。「命を大切に教育等」の「等」に含まれていると思っておりますが、もう少し明確にした方がいいと思っております。「互いに尊重し合う心」というところをもっと打ち出したらどうでしょうか。いじめ問題にしる、グローバル化ということにしる、この辺あたりが道徳教育で充実したいところだと考えました。

【議長】（平川会長）

というご意見ですが、それは必ずしも命を大切にすることの中にも含まれるものではなくて、きちんと明記すべきであるという御指摘だと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、9ページ、基本方向2の方はいかがですか。よろしいでしょうか。

どういう形で実現をするのかといったようなことについても、知りたいことがあれば御質問いただいてもよろしいかと思っております。

【川島副会長】

基本方向2の方向性の二つ目で、「子どもの頃から望ましい食習慣を身に付け」とありますが、この「子どもの頃」をどこまで拡充して考えるかということにつながると思うんですが、(2)の「食育の促進」の中でこれも学校に入った以降の子どもたちが対象になっています。基本的な食習慣は就学前につくられるということはある意味常識ですので、この「食育の促進」のところに、家庭に向けて食の大切さに関する情報発信をしていくといったようなことを付け加えていただくと、実効性があるものになるのではないかと思います。

【議長】(平川会長)

はい、ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。
目標1はよろしいでしょうか。

【今村委員】

質問ですけれども、今日はどの程度まで細かいことを質問していいものなのかのイメージですけれども、重点的取組の箱書きのところは次回でということだったのでしょうか。

【議長】(平川会長)

ここに出ている分はここで検討するという事です。

【今村委員】

今出ている言葉で足りない部分を補うというイメージですね。分かりました。

【議長】(平川会長)

よろしいですか。
それでは目標2のところに移ります。基本方向3, 4, 5になります。
こちらについていかがでしょうか。

【丸山委員】

これまでもそうなんですが、例えば(1)で表現されているものの下に、また具体的なものが書かれています。この順番というのは何かありますか。それともここで話した方がいいのでしょうか。

例えば、11ページの(1)では基本的な生活習慣が一番最初にきていて、これは基本となるものだから、一番上にきているのかなというふうに思いました。ただ、基本的な生活習慣は調査結果から宮城県は大分良く、その次の学習習慣の定着はあまり良くないということが調査結果のデータとしてあると思うんですが、これは基本的なものなので一番上に置いて重点だというふうに考えて、その下に学校のことが書かれていると思うんですが、そんなふうに考えていったらいいのかということです。

【事務局】(伊藤教育企画室長)

今お話がありましたとおり、この順番については、優先順位といいますか、基本的な部分から始まっているという形は意識しております。やはり一番上が基本的な部分だということです。

【議長】(平川会長)

やはり並べ方によってイメージが変わってくる。先ほど心と学力の問題もございましたけれども、そのようなことは意図しているということでございます。

【木村委員】

13ページの幼児教育の点についてです。

学校教育に携わっていると、幼児教育の重要性を痛感することがあるんですが、このまとめを見ますと、教育委員会のみならず首長部局の県も関わっているように思うんですが、親とか家庭がど

うするのかという部分までここで踏み込むのかそうでないのか、連携とかはたくさん出ているんですが、連携以前の問題があるような感じがいたします。

【議長】（平川会長）

親あるいは家庭の問題に、もっと踏み込んで記述した方が良いと。例えばどういう形でしょうか。

【木村委員】

ここに家庭教育支援は載っているんですが、それ以前に親自身の子育てをする考え方とかですね。基本的な生活習慣にも結びつくと思うんですが、そういうようなことを踏まえないと、連携というのは難しいのではないかと考えています。

【議長】（平川会長）

保護者、親、家庭の担い手をどのように教育していくかということです。何かございますか。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

ありがとうございます。

冒頭の体系のところでお話ししましたとおり、前半部分については子どもたちに直接関わる部分をまとめて整理をした上で、それを支える学校なり家庭、地域については後半部分で改めて整理をしているところです。家庭教育支援の部分については22ページ辺りで、「家庭の教育力を支える環境づくり」ということで整理をしているところでございます。

やはり学校だけで全て完結しないというか、家庭の役割の重要性というものを改めて強調するように、記述をどちらでやるか工夫したいなと思います。

【議長】（平川会長）

よろしいですか。

どういう形で親への関与といたしましょうか、教育を強めていくかというのは、方法としては結構難しいところがあるかと思いますが、非常に大事なポイントだろうとは思いますが。

他にいかがでしょう。

【村上委員】

14ページの基本方向の5で二つほどあります。

一つは、(1)の2つ目です。「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」による一貫した指導及び支援ということが強調されています。前の部分で乳幼児期、次は社会参加ということで、先日、文科省の方から、いろいろな課題を抱えた子どもさんたちの、小さい頃から社会に参加するまでの一貫したカルテという概念が出されました。従来から、私どもの領域ではそういうものが必要だろうと言われてきたものを、文科省の方できちんとした形で出してきたこととなります。

カルテと言いますと、お医者さんの領域のものに近いと思っていただければよろしいと思いますけれども、いろいろな課題を抱えた子どもさんの親御さんは、その都度、その都度、学校が替わったり、学年が替わったりする度に、いろいろ説明をしなければいけない。それをきちんとまとめた形で引き継いでいくと。今まで個人情報等の絡みもありまして、なかなか実現しなかったものが明文化されてきましたので、ここにどう入れ込んだらいいか、文章的に難しいですけれども、そういう考え方を入れていただければと思います。

もう一つは(3)のところです。「共生社会の実現に向けた地域づくり」ということで、ここに入るのか、あるいは全体のところに共通するのか、私もまだ結論が出ないんですが、障害者の権利条約、そして一番最後のところにある障害者差別解消法の中にある「合理的配慮」という概念があります。これは単に支援が必要な人たちに対する配慮というのではなくて、その地域あるいは学校の中で暮らすに当たって、障害を持っている子どもたちあるいは配慮の必要な人たちから、自分に対してどのような配慮が必要か、あるいは親も含めてそれをきちんと社会の中で協議をする、組織の中で協議をする。合理的にきちんとした形での配慮形態というものを認め、そして表明するということが求められますので、「合理的配慮」という言葉は世界的に広まっていますので、どこに入れてもいいか難しいですけれども、入れていただければと思います。

【議長】（平川会長）

個人のカルテの問題と「合理的配慮」という差別解消法の中で言われているものを入れたらどうだということでございます。

【松良委員】

11ページ、「小学校段階からの外国語活動の推進」のところですが、文字から入るような間違いをしてはいけないはずですから、ここに「外国語指導助手の適切な配置」ということも書いてあり、ネイティブとの出会いは早いほどいいなと思うんですが、指導助手の適切な配置はたぶん無理だろうと、十分な配置はできないだろうと思います。であれば、ネイティブとの出会いをビデオ学習の推進というようなことでやった方が現実的ではなかるうかと。この間、文科省から出てきた英語の指導者の目標が、TOEICの730点ぐらいはクリアしてくれと、これを小学校の先生も含めてということが書いてあったんですが、英語の専門家でもない小学校の先生に変な発音を仕込まれてしまったら、中学校のときにかえってひどい目に遭うということを思いますので、最初からビデオがよろしいのではないのかと思います。

【議長】（平川会長）

外国人の教員を全体に配置するのは難しいので、ビデオ教育を積極的に導入したらどうだということでございます。その辺も御検討いただければと思います。

【星委員】

13ページ、基本方向4の（1）の家庭教育支援のところですが、22ページにも家庭教育支援とここにも出ているんですが、この場合の家庭教育支援は、「学ぶ土台づくり」における親の学びの機会の充実の意味の家庭教育支援と捉えてよろしいのでしょうか。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

（1）の「学ぶ土台づくり」の中での取組として家庭教育支援もやっていくというような意味での記述でございます。

【星委員】

ありがとうございます。

【議長】（平川会長）

よろしいですか。

【川島副会長】

今の質問で聞きたかったことが少し解決したんですが、基本方向4で、幼児教育の「教育」というものを付けた時に、家庭にどこまで背負わせるかというところが、今の「家庭教育支援」という文字があったが故に非常にわかりづらいというか、家庭で幼児の教育をしるという話を行政が言っているのかという誤解を受ける点になるだろうと思っています。家庭の役割というのは、あくまで「学ぶ土台づくり」の形成の場として家庭があってほしいと信じていますので、そこは誤解のないように、文章等々をブラッシュアップしてもらえればと思います。

それから、基本方向3の「確かな学力の育成」の部分ですが、「時代の要請に応えた教育の推進」のところですが、ICT教育を推進する、これはそれで結構なんですけれども、時代の要請に応えるということは、情報化社会の中で情報の活用能力を高めるというところの観点を落としてしまうと全く意味がないと思います。そういう意味では、こここのところにコンピテンシーという言葉を使うと難しくわからないので、情報の活用といったようなキーワードの方がいいような気がいたしますけれども、子どもたちの情報活用能力を高めるような教育をしていくという意思表示は是非していただければと思います。

教師側がICTを使って情報をさらに氾濫させると、結局オーバーフローするだけですから、どちらかというと、多くの情報をどう使うかというのが時代の要請に沿った教育の推進だと捉えておりますので、そのような観点で一つ二つ増やしてもらえればと思います。

【議長】（平川会長）

そのような要請でございます。

【今村委員】

「特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進」のところに入るのかどうか分からないんですけども、障害の件だけが特別なニーズなのではなくて、例えば特別な才能がある子たちとか、もっと伸びていく可能性のある子どもたちも特別なニーズだという前提で、その項目の中にそういった前提を持った表記が必要なのではないかと思いました。

【議長】（平川会長）

特別な才能を持った、例えばということでしょうけれども、どういうふう書き込むか、英才教育を進めるとか、どういうふう書くか、これは何か御検討されているんですか。

【事務局】（高橋教育長）

資料2を御覧いただきたいんですが、現行の宮城県教育振興基本計画では、「障害のある子どもへのきめ細かな教育」という文言でございました。これについて今村委員から御指摘がありました、様々な特別なニーズがあるだろうという認識のもとにこういった表現にしております。

ただ、その特別な才能を持った子どもたちをどういうふう伸ばしていくかというのは、大変難しいところでありますので、趣旨としてはそういった思いも込めて作った言葉であるということは御理解いただいて、中間まとめのところはどういう文言で入れ込むことが可能かどうかも含めて検討させていただきたいと思えます。

【議長】（平川会長）

この資料2を拝見すると、基本方向5の（2）には「個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり」ということが示されておりますので、ここのところにそれが想定できるようなことは含んでいると言えるかもしれません。それを含めて、今村委員の御指摘を御検討いただければと思います。

【高橋委員】

基本方向4の「幼児教育の充実」の（3）になりますが、「幼児教育の推進に向けた体制づくり」の中に、「保健福祉部門と教育部門との緊密な連携のもとで」とありますが、今、子どもの貧困とかセーフティとかいろいろな問題がある中で、保健福祉部門と教育部門の連携というのは非常に重要なキーワードだと思っておりましたので、キーワードをこの「幼児教育の推進に向けた体制づくり」のところだけではなくて、例えば基本方向8の「安心して学べる教育環境づくり」の（2）「学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実」といった総合的な子どもの貧困対策のところでも、こういった連携という文言が少し入るととても充実したものになるのかなと思いました。

もう一つですが、先ほど村上委員がおっしゃったように、私も「合理的配慮」という文言は非常に重要だと思っております。先ほど「特別なニーズ」とありましたが、特別なニーズではなくて、共生社会の実現に向けた地域づくりの中では、合理的配慮が必要な子どもたちの教育はこれからの10年後に向けて非常に重要なキーワードになると思います。この文言を先ほど申し上げた19ページのところの「学びのセーフティネット」といったところにも加味して、文言が入っても良いくらい、とても重要なキーワードだと思っております。

【議長】（平川会長）

他部局、他部門との連携をもう少し幅を広げて、いろいろなところに適用できるようにしていただいた方が良いのではないかと。それから、「合理的配慮」という問題についても、もっと幅を広く対応していただけないかということ。

確かにこれをどこに入れ込むかによって、すごく難しいところがあると思います。では、もう少し上位のところを持ってくればいいのか、それで座りが良くなるのかどうかも含めて、ちょっと御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

私から一点、これは確認ですが、12ページの「時代の要請に応えた教育の推進」の二つ目のと

ころに、「MIYAGI Style」というふうにございます。注の中には、「教科指導におけるICT活用推進のために」云々と書いてございますが、「MIYAGI Style」といったときに他県にはないスタイルということが込められているのだらうと思うのですが、どこがそうなのかなというのが今一つこの表現ではわからないなというのがあるんですが、いかがでしょう。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

「MIYAGI Style」は「Miyagi ICT Youth Approach Growing with Innovation Style」というのが基になっていまして、その頭文字を取った「MIYAGI」によるスタイルなんですけど、意識すると「児童生徒のためのICTによる授業改善」ということです。

文部科学省が進めているICT教育は、最終的に児童生徒1人1台のタブレットを活用して授業に臨む姿をイメージしているところなんですけど、宮城県の場合はまずは先生に1台お持ちいただいて、手元で操作して黒板なりに大きく拡大して表示したり、動画を見せたり、あるいは黒板に板書する時間をそれで短縮したりといったようなことで、先生方が授業をする際にICT機器を活用して、より楽しく、効率的に授業ができるようなスタイルを目指すということで、「MIYAGI Style」を掲げて推進しているところでございます。

県内のいくつかの高校でモデル的に先行してやっていただいておりますが、生徒の方からは、大分授業に興味を持てるようになったというような声もありますし、実際に成績の部分でも向上してきているというデータも挙がってきているので、これを全県的に進めていきたいと思っております。

【議長】（平川会長）

そうすると、教科指導における「MIYAGI Style」の「教科指導」に意味があるということなんです。少し補足の説明があった方が公表される時にわかりやすいかと思えます。

他にいかがでしょうか。

【川島副会長】

ICT教育の部分なんですけど、私は実は批判派の方ですけども、テレビ報道だったので事実かどうか確認をしっかりとしなければいけないと思っておりますけれども、韓国における事例で、ICT教育の推進をしようとして、結局乗ってこないの、特区をつくって、特区の中で無理矢理やらせて、エビデンスを取ったらエビデンスがないので中止したという大きな社会実験が既に一つありますので、本県で進めるに当たっても、推進だけではなく、検証するという言葉を一言入れておいていただいた方が安心安全かなと思えます。

【議長】（平川会長）

チェックの必要性ということだと思います。

目標2についてはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして目標3でございます。基本方向の6と7、「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」、それから「命を守る力と共に支え合う心の育成」について御発言をお願いします。

【今村委員】

震災の体験を防災という観点で、また同じことが起きたときのための防災教育を行うという観点で表記がなされているかと思うんですけども、震災の体験を自分の中できちんと位置付けて、それによってまた新しい自分になっていくような、震災の体験を意義付けていく、そこからの学びを強さに変えていくような観点が、震災を体験した宮城県ならではの「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」において必要なのではないかと感じていまして、そういった表記をこの方向性のところにうまく盛り込めないかという感想を持ちました。

【議長】（平川会長）

基本方向6と7のところをうまくつなげられると、今のような話になるということですか。

【今村委員】

基本方向7の方で言いますと、「命を守る力と共に支え合う心の育成」という項目の中に「防災教育」という観点と「防災体制の確立」は入っているんですが、震災の影響からの学びを自分の人生の中でどう位置付けていくのかということころは、まさに志教育につながるのでそちらに入るのかもしれないんですが、宮城県ならではのことはないかと感じたので発言させていただきました。

【議長】（平川会長）

防災教育の中に括りきれない、紋切り型の防災教育で終わらないようにという趣旨の御発言だと思います。

震災体験がどんどん風化していくということは言われているわけですので、それを繰り返し、繰り返し教育の中で、防災教育とは別に、地域を見つめ、自分を見つめ直していくという教育の一つの手掛かりにできないかということですので、基本方向7辺りにもう少し色合いを付けていただくと、今の御指摘の趣旨が出てくるのかなと思います。

【村上委員】

今の今村先生の発言と連動するのですが、やはり防災だけではないんだろうと思います。もっとレジリエンスというか、私たちが大変な状況に出くわしたわけですよね。その状況から復興する力というか、多分今、熊本の中で起きているということ子どもたちが見て、自分の経験を再構成して、こういう状況の時に自分たちはどうしたらいいだろうということまで思い至るような心、結果としてそれは自分の周囲に、そして時にはボランティア活動へ、社会をもっとある種柔軟で強いものというような意識を持てるような子どもたち、あるいはそういう大人になっていってほしいという願いを、(3)といった場所に大きく入れていただく方が防災教育の座りももっと良くなるかなというような印象を持ちました。

【山田委員】

山田でございます。

基本方向6の(2)「宮城の将来を担う人づくり」のところ「地域産業の発展を支える専門的職業人の育成」というのがありますが、どの専門的職業人だと地域産業の発展を支えられるのか私もよくわかりませんが、地域のいろいろな企業の意見をヒアリング等して方向性を決めて、具体的に落とし込んでいただければと思います。

今、私たちものづくり産業の置かれている状況というのは大変厳しいです。世の中の変化が非常に早いので、囲碁のAIは先日世界チャンピオンに勝利しましたが、これからAI（人工知能）がどんどん発展していったときに、私たちが今やっている仕事のかなりの部分がAIに置き換わり、仕事自体が無くなる可能性が非常に高いと言われていています。例えばドライバーになりたいとか、電車の運転手になりたいと今思っている子どもたちが、10年後になろうと思ったときに、もしかしたらその仕事はないかもしれないという、そういう状況にある訳です。

一つ前の「時代の要請に応えた」というところにもつながりますが、世の中の流れ、将来的にどういう職業人として世の中に貢献していくのがいいのかということを考えながら教育をしていく必要がありますので、この辺の内容を是非精査していただければと思います。

【議長】（平川会長）

ありがとうございます。

宮城の地域産業を支える産業分野とか専門的な職業というのをどのように想定されているかということもあると思いますけれども、農業国であり、水産資源も非常に多いわけで、内陸型のいろいろなものがある、確かに10年後にはどうなっているか分からない、いろいろな産業がありますよね。10年でどうなるかわからないですけども、確かに長期的に見ると、今あるものだけを基盤産業として考えていいかどうかというようなことはあるだろうと思います。この辺りは今の山田委員の御指摘を受け止めていただいて、これから育てていくということ自体も当然視野に入ってくるだろうと思いますが、御検討いただければと思います。

先ほど基本方向7のところ、今村委員と村上委員から、心の問題、復興の問題等々を含めて、新しい項目を立てていただいたらどうかというような御指摘もございましたので、そのように御検

討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは、次の目標4でございます。これは基本方向8と9でございます。こちらの方で御発言をお願いしたいと思います。

【木村委員】

19ページの(1)「教員の資質能力の総合的な向上」、重点的取組10になりますが、ここに掲げられてあることについては異論はありません。重点的取組の中では是非配慮していただきたいことを4点、お話し申し上げたいと思います。

一つ目ですが、校内指導体制の整備ということで、いろいろな学校でよくお話しするんですが、子どもを育てる学校が最近教員を育てていないのではないかと。いろんな部分で遠慮したり、なかなか難しい状況になっているように校長先生方からは話を聞いています。これを今後、どのように重点的取組で盛り込むか。

それから二つ目ですが、教員採用について、教職員課中心に毎年いろいろ工夫しているようですが、これも校長先生方にお聞きすると、新任採用されても1週間か2週間で、学校教員として向かないということで辞めていく教員もいると聞いております。この辺の人物をどのように評価するか。

三つ目ですが、新たな教職員評価制度について、前回私も関わった関係ですごく反省をしているんですが、本当に評価のための評価になっていなかったか。複雑怪奇で、それを評価すると莫大な時間がかかる。完全な評価というのはできないわけですので、もっと簡潔に何かを考えていかないと評価のための評価になってしまうのではないかと感じています。

それから四点目ですが、教職員の意欲の向上ということで、知事が出された文言を読みまして、大変ありがたいなと思っています。今、学校は不登校・いじめ等々の問題でマイナスをゼロにする努力で疲れ切っているのではないかなと。教育あるいは学校というところは本来、夢があって感動があって楽しい所はずなのに、先生方が疲れ切った顔をしているのを多く見かけます。そういう意味で、もっと何か教職員の意欲を向上させる部分について重点的取組で触れることができないかなと思っています。

以上、長くなりました。四点でございます。

【議長】(平川会長)

児童生徒のための学校ということなわけですけども、もちろんそれは大事なことで、あわせて教員自身が安心して学べる環境にしてほしいと、そういうことでしょうか。

この辺りはどうでしょうか

【事務局】(高橋教育長)

木村委員から御指摘を四点いただきました。しっかりと御指摘を受け止めて、重点的取組の中に具体的にどこまで書けるかというのは検討させていただきたいと思いますが、御指摘をいただいた方向で改善に努めていきたいと思っています。

ただ、新しい教職員評価制度については、どうしても法律が変わったということがございまして、法改正に伴った一つの流れで、これはやらざるを得ない部分もございます。ですから、今回、新しい教職員評価制度を導入して定着させていく中で、それが生きる職員評価になるよう、評価者研修も含めてしっかりやっていきたいと思っています。

夢と感動のある学校になるようにということで、これも御指摘のとおりでありまして、知事の冒頭の挨拶の中にもありましたが、先生方に対するエールというのは、実は2月に知事が高校生フォーラムに初めて出席し、その時の高校生たちの様子を見て、たいしたものだという気持ちを知事自身がお持ちでありました。たまたま総合教育会議の中で、学校が沈みがちだという話題が出ました。教育庁はどうしても処分があり、教育長が謝罪するというケースが多いものですから、なかなか元気になるという部分もあるということだと思います。今回、知事からのエールが学校現場に届いて、私のところにも、元気が出たという声も届いておりますので、様々な方法を使いながら先生方にも元気になるような職場づくりに努めていきたいと思っています。

【議長】（平川会長）

ありがとうございます。

知事のメッセージは、相当大きな意味を持つのではないかと思います。先生は励ましを受けるといことがあまりないので、批判はいつもされるでしょうけれども、こういう形でメッセージをいただけるとそれなりに元気が出てきて、自分たちがやっていることの意義が改めて再認識できるのではないかと思います。

【伊藤委員】

22ページ、基本方向の9です。(2)ですけれども、一番目に「地域学校協働本部」とありますけれども、これのもう少し具体的な詳しい説明をお願いしたいということが一点と、それから、コミュニティ・スクールは私も関わらせていただいておりますけれども、前回は説明させていただいたのですが、地域から学校に意見とか、関わるというのはなかなかやりにくいというか、入りにくいところがありますので、コミュニティ・スクールを活性化するための具体的な推進方法などがあればお聞かせいただきたいと思います。

【事務局】（新妻生涯学習課長）

生涯学習課長の新妻と申します。

はじめの地域学校協働本部の内容についてですが、これは平成27年12月の中教審の答申の中にごさいますして、社会教育のフィールドにおいて、地域の人や団体による緩やかなネットワークを意識した任意性の高い体制というのが将来のイメージということで示されております。その中におきまして、土曜日の教育であるとか、放課後子ども教室であるとか、地域社会における地域活動といったところを地域住民によるボランティアが支えていくような総合的な取組というイメージが出されております。この答申をどのように具体化していくかというところは今後になると思いますが、新たなイメージということでここに記載をさせていただきます。

【議長】（平川会長）

よろしいでしょうか。

他にいかがでしょう。

【事務局】（高橋教育長）

コミュニティ・スクールについては、なかなか県内でもまだまだ広がりが見えていないところがございます。今伊藤委員からあったように、地域から学校に対してアプローチがしづらいという部分と、学校としてもなかなか地域の様々な声を吸い上げにくいというような状況がまだあるようがございます。

コミュニティ・スクールについて、当初は学校の理事会のようなものを地域の皆さんでつくって、人事も含めて意見ができるというような制度設計でしたものですから、学校としては、人事のことまで全部地域の皆さんの意見を聞きながらやらなければいけないのは難しいだろうということで、進んでこなかったところがございます。

国では、そこについては少し緩やかにしてもいいのではないかと議論もかなり進んできておりまして、それに合わせて県の方でも、例えば登米市であれば、全ての小中学校をコミュニティ・スクールにするという動きも進んできております。我々としても、できるだけ地域と一緒に学校が進んでいくという形で今後も取組を進めていきたいと考えておりますので、その辺のことをここに盛り込みたいということでございます。

【議長】（平川会長）

方向性としてはよろしいでしょうか。

【伊藤委員】

是非推進していただきたいと思います。

【村上委員】

基本方向8の教員の資質能力の向上のところですか。

これは私どもの大学も含めて教育学部等にも責任はあるんですが、OJTというところ、ある種非常に技術的な部分が強調されてしまいます。こういうクラスするときにはこういうふうにするべきか。それはたぶん、その時、その時でものすごく変わっていくもので、それなりの価値はあると思うんですけども、上の「学び続ける」というところと関係すると思うんですけど、もっと深いところといいますか、子どもたちの育ちとか、子どもたちの心の様子とか、子どもたちを巡る社会といったところに、ある程度深い認識も含めた教員の資質能力という文言を一言入れていただくと、単に子どもたちに明日どうやって教えようかというような技術的なものだけではないのだということ、先生方あるいは県民の皆様にアピールできるのではないかと考えます。

【議長】（平川会長）

はい。では、そのような方向で御検討いただきます。

【増田委員】

基本方向9ですけれども、家庭・地域・学校が連携・協働となっていますが、私も長いことPTA会長とかをやっております、先生方、学校が本当に大変だということをよくわかっています。先生方の精神的・物理的な負担が軽減するのに一番いいのではないかなと思うのは、やはり家庭、家族の理解と協力ではないかなと思うんですね。そのために学校側が、学校はこれだけのことをやっていますと言いつらい部分を、私は挨拶などで「学校は今、子どもたちのためにこのようなことに取り組んでくださっています」とか、「夜遅くまで先生方はこのようにやっています」という話をすると、学校側から「おかげでとてもやりやすくなって、私たちからはなかなか言えないんです」なんて話をいただきます。

(2)には地域と学校ということがありますが、家庭と学校がより良い関係を築けるというのはとても大きな大切な柱なのではないかなと思うので、言葉するのは難しいのかもしれませんが、家庭と学校に関するものも入れていただけるといいかなと思いました。

【議長】（平川会長）

これもそういう方向でお願いしてよろしいでしょうか。

【村上委員】

23ページの基本方向9です。ここに放課後児童クラブ、放課後子ども教室ということで、安心・安全な居場所の整備ということが掲げられています。

これは教育委員会単独でできるものではないと思うのですが、実は今、放課後児童クラブ等には様々な困難を抱えた子どもたち、貧困の子どもたちが入ってきているということは皆さん御存知のとおりだと思います。整備だけではもう済まないといいますか、充実・支援というのがないと、子どもたち同士で様々な問題が起きてきて、それに周りの関わる大人の方々が対応できない状況です。ここは学校以上に厳しい人数的な配置なものですから、何かそこに整備プラス充実というようなお考えを入れていただければ有り難いです。

【議長】（平川会長）

配置員を増やしていくというようなことも含めてということになると思いますが、御検討いただければと思います。

【佐藤委員】

基本方向4の「幼児教育の充実」、それと「家庭の教育力を支える環境づくり」、先ほどから文言のところちょっと課題になっているようなんですけれども、「学ぶ土台づくり」を県でつくった時に、親としての学びと育ちというのは幼児教育の中にしっかり入っているものだという頭が私自身にあるんですね。幼児期における「学ぶ土台づくり」の形成の部分と「家庭の教育力を支える環境づくり」のところの文言をもう少し検討していただいてもいいのかなという思いがあります。

【議長】（平川会長）

今の点は受け止められましたか。よろしいですか。

【今村委員】

前回は申し上げましたけれども、高校という場所が最後の生徒の居場所としての砦になっている中で、特に定時制高校とか、課題を抱えている子たちが比較的多い学校の、特に先生方に対して、生徒の個別具体的な家庭の情報、地域の福祉部局が把握しているようなことが高校にはなかなか入ってきづらいという課題があるので、ここに「教員の資質能力の総合的な向上」と書いてあるんですけども、能力のところは書いていただいているとおりにかと思うんですけど、情報的なサポートといえますか、指導の上で前提になる情報的なサポートというような表記が入るといいのかなと感じました。

【議長】（平川会長）

それは必ずしも定時制云々ということに限るわけではないと。

【今村委員】

高校が地域と離れた場所にあるので、情報が入ってきづらいということです。

【議長】（平川会長）

小中学校とはちょっと違った形での位置付けになっているという側面での情報体制をどのように捉えるかということです。御検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

私から一点ですが、基本方向9、それから先ほど出ていた幼児教育の基本方向4のところにも関わってくるわけですけども、保育所問題等が世の中を賑わしたみたいですけども、今国の方では幼保連携でこども園という形での条件整備を進めているわけでありまして。そして、小学校レベルでは先ほどの放課後の児童クラブですね。それから、様々な女性たちの多様な生き方に対応できるように、0歳児から小学校辺りまでの子どもたちの受け皿ですよ。母親が、あるいは保護者が働いている間に、どうやって学校や地域で子どもたちを預かりあるいは守っていくかというようなことが、この全体を見ていくとそれなりに配置されているわけですけども、その観点はよろしいと思うんです。

私が思うのは、今言われている男女共同参画の点から見た時に、乳幼児の段階から小学校の段階まで安心して預けることができることが、特に母親の場合は厳しい環境の中で仕事をされている方がいらっしゃるので、その観点をに入れて、こういう施策自体が男女共同参画を支えていくんだと、広げていくんだというようなことがあると、かなり広がり、深みも出てくるのではないかなというような印象を持ちました。

そのような文言もこの中には触れられておりませんでしたので、男女共同参画を可能にするような教育体系でもあるというようなことで、うまく工夫をしてどこかに入れていただけるとよろしいかなと思ったところでした。これは要望でございます。

【事務局】（高橋教育長）

今御指摘いただいた部分も踏まえて、本日、素案をお示したところでありますが、文章に書いていくのは次の作業になりますので、本日様々頂戴しているキーワードについて、文章の中にできるだけ盛り込んでいくようにしたいと考えております。

ただ今頂戴した男女共同参画を支えていくものとしてのこども園であるとか、児童クラブあるいは子ども教室等、さらには貧困対策としてのセーフティネットとしての教育、そういった部分についても文章の中で盛り込んでいくようにしたいと考えております。

【議長】（平川会長）

ありがとうございます。

それでは、目標の4はよろしいでしょうか。

【高橋委員】

23ページになりますが、(3)の「子どもたちが安全で安心できる環境づくり」の中の二番目で、安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備ということで、その中に「リテラシー教育」という文言が入っていますけれども、昨今、ITに関してはネット依存ということが問題になっていたり、それが元で睡眠障害になってしまったり、あとはメンタルヘルスの心的不調をもたらすことに発展するようなことが学校の中の生徒さん、子どもたちの中で起きているというのは、私も支援現場に入ってよく感じています。今、いろいろなところの素案の中に「心のケア」というキーワードがたくさん入ってきます。たぶん、かなり重点項目になっていると思うので、このリテラシー教育の部分を、ITリテラシー以外の面も、心のケアのリテラシー、要するにメンタルヘルス・リテラシー教育という部分でも、どこの部分に入れたらいいのか今見つからないのですが、是非リテラシー教育というところでもメンタルヘルスの部分も入れていただけるといいなと思いました。

【議長】(平川会長)

そのような要望がありました。お願いいたします。

それでは次に移ります。目標5でございます。24ページの基本方向10「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」ということでございます。この辺りは成人も含めた形での問題もあると思いますが、いかがでしょうか。

【村上委員】

25ページになります。スポーツのところです。障害者スポーツの普及・強化というところで、前も発言したと思いますが、障害者スポーツというようには限定しないで、インクルーシブスポーツやアダプテッドスポーツの方がいいのかもしれないですね。どなたでもできるスポーツという概念で広げていただいた方が有り難いと思います。もちろん、パラリンピック、オリンピックというように並べると、一方は障害者、一方は健常者ということになるのかもしれないけれども、これからの社会はインクルーシブ的な発想ということですから、学校においても障害を持っている子どもたちも含めてということになりますと、アダプテッドと言う方がこれから先を見据えると適切ではないかと考えます。

【佐藤委員】

私も共生社会に向けてのインクルーシブ教育の推進という観点から。方向性の最初のところですけども、「いつでも、どこでも」と書いていて、最後のところでは「誰もが」が一番最初にきていて、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」となっています。ところが、次の(1)のところは、「いつでも誰でも」ときてますよね。

前に村上先生もお話ししたように、インクルーシブ教育、いわゆる共生社会に向けてということを考えて時に、「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも」といった文言がいいのか、その辺が少し気になっていたところですよ。それから、何を最初に持ってくるかということ。この辺を考えてみていただいてもいいのかなと思っております。

【議長】(平川会長)

そういう御指摘をいただくと、確かに順番が気になり始めますね。読み過ぎしてしまうんですけども、言われると確かに気になりますね。

先ほどのアダプテッドスポーツというもの、これは学術分野で今普及しつつある言葉ですか。

【村上委員】

今もがいているところではないでしょうか。ですから、こういう部分をこういう施策の方向性の中で打ち出していただくと、もっと学校現場に普及していく。そうすると、その次は社会にということになると思います。

【議長】(平川会長)

先取りができるような形にできると方向性も見やすいかもしれないという御指摘でございますので、御検討いただければと思います。他にいかがでしょうか。

【山内委員】

25ページの(5)のところです。生涯スポーツに実際に携わっているんですけども、村上先生がおっしゃったとおり、今は障害者スポーツではなくて、障害者と健常者が融合したスポーツというのを盛んに取り上げてやっております。それがあから、思いやり、心のケアといった教育ができるのであって、それを無くして、例えば上の総合型地域スポーツクラブとか、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会は促せないだろうし、やはりスポーツの価値ということを考えたときに、特に生涯スポーツなどは支えるというところが一番大きなことになるので、ここに障害者と健常者の融合した普及・強化というような言葉が入ってくればいいかなと思います。

宮城県は今、ヘルシーとかルブルの中でもスポーツを取り入れてやっております。とてもいい事業があるので、そういうところに障害をお持ちの方も健常者も一緒になってスポーツができれば、志教育にもつながっていくのではないかと思います。

それに伴って、(5)に掲げたものは実際に県民が実施できるようにつなげていかなければならないと思います。そこで少し問題になるのが、こういうものがどこでやって、どういうところにどんなものがあるかという情報提供とありますが、そこをやはりきちんとしていただければと思います。

【議長】(平川会長)

共生型のスポーツということですね。そういう整備もしていきたいし、情報もしっかりと提供していただきたいということでございます。

それでは私から一点ですが、この基本方向10には、25ページの(4)の文化財の活用、そして(5)として生涯スポーツということになっていますが、日本遺産に伊達文化が登録されたということもありますので、文化財の活用の方が相当弾みになってくるのではないかなと思っておりますけれども、県内にある文化財は伊達文化に統合されるものだけではございませんので、それ以外の様々な文化財とか史跡とか、いろいろあると思います。文化財を巡るルートの開発とか、それを車で巡ってもいいですけども、近代物をグルーピングしていけば、ウォーキングスポーツのような形での、成人の健康維持にも役に立つし、文化理解にも役に立つというようなつなげ方は可能になってくるだろうと思います。これは必ずしも文化財とか史跡、寺社巡りということだけではなくて、街場のいろいろなポイントなども見ながら観察をしていくと、街角ウォッチャーみたいなことで、歩く動機付けにはなっていくと思います。

ウォーキングというものを、ただ単に歩きましょうということではなくて、地域巡り、市内にも仙台の札所みたいなもの、三十三観音とか、以前河北新報が特集を組んで連載をしておりましたけれども、そのような形でマッピングをしていくことによって、ウォーキングスポーツ、野外スポーツに携わる人たちがたくさん出てくると、生活習慣病も大分抑えられるのではないかなといったようなこともあろうかと思います。その辺りが少しでも見えるように工夫をしていただけると有り難いなと思ったところでございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【川島副会長】

平川先生の熱い意見のあとで言いますが、「文化財の保護と活用」は場所的にここですかね。第1期からここに入っていて見逃していたんですけども、全般とすると、まさに子どもたちをどう育むかという方針の中で周りからしても浮いている気がしていて、一番収まりがいいのは、もしかすると「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」のところ、特に活用の部分を強調してあるところで書いていただく方が、何となく違和感ないかなと思いました。一応、意見です。

それから、障害者スポーツのところの議論で一つ感じたのは、もし可能であれば、実際に障害を持っている方にどういうことがストレスなのか聞いていただくとよろしいかと思います。健常者と心の障害、体の障害といった障害を持っている方は、どちらも全く違う視点で物を見ていて、健康な人間は障害のある人間のことを理解できていませんから、そういう意味で我々がよしと思ったことも、彼らにとってはよしと思っていない可能性はあると思いますので、その辺はもし機会があれば少しだけインタビューをしてもらえるとよろしいかと思います。

【議長】（平川会長）

文化財の活用をどこに入れるかということは御検討願います。両方入れていただくのが一番いいんですが、ただスポーツの中で文化財巡りとか、いろいろな動きがありますよというような一つのことはなるだろうと思います。やはり郷土を愛する心というのは文化財、歴史に対しての理解を進めるといことが一番大事なことだろうと思っております。

一通り、ここまで10の基本方向のポイントや御意見をいただいてまいりました。全体を通して何か御意見はございますでしょうか。

【加藤委員】

ずっと黙って話を伺っていて、それぞれの視点でいろいろ勉強させていただいたなと思っております。

県がこれからこの振興基本計画をまとめるに当たって、今日一日議論を拝聴して感じたことですが、どう取舍選択してまとめていくかというところが一番重要なのではないかと感じております。それぞれの御発言、ごもっともだと思っております。一方で、それを文章化して全部網羅してしまうと、何を言っているのか分からないということになりかねないということを感じておりますので、その辺りの取舍選択、全体の施策の展開として展開する時のまとめに当たっては、そのあたりを十分御配慮いただくようお願いできればということ全体を通じて感じております。

なお、これは最初に申し上げるべきことだったんですけども、御検討いただきたいことですが、「全体像」のところに戻ってしまっていて恐縮ですけども、先の目標にあった「次代を支える社会の一員として」という文言が消えたんですけども、個人的にはその「社会の一員として」という文言はすごく大事だと思っているものですから、そこはできれば消さないことはできないのかなということが一つ。

それから、目標2に「夢の実現に向けて自ら学び」というのがあるんですけども、夢というよりも、個人的には志教育だから志の実現のレベルを求めてもいいのかなと思います。夢から、そこを踏まえて志に変化して、その志を実現していくということ。高校生を相手にしていますと、夢を追うことよりは、夢からそれを現実化していく志に変えて、どこを目指すのかということの方が重く感じているものですから、全体を通しての最後の発言ということでお許しいただければと思います。

【議長】（平川会長）

どういう言葉を使うかによってイメージは変わってきます。夢か志か、そのあたりも含め、いろいろと事務局の方で御検討いただいて、練り上げていただければと思います。

【伊藤委員】

9ページですけども、「食育の推進」ということで二点お願いしたいと思っております。

三つ目の学校給食の件で一つお願いしたいことがあります。先ほど川島先生の御発言にもありましたが、子どもの頃から望ましい食習慣というところが、私がいろいろな情報を聞いた感じでは、上限でも8歳くらいかなと発言される方もいらっしゃるって、小学校低学年くらいまでが地域の味というか、お袋の味というか、そういったものを感覚的に覚えられる上限ではないかと。

それを考えれば、逆に少ない給食費かと思っておりますので、地域の農産・魚産品を使うということは単価が上がるとは思いますけれども、その価値はあるのではないかと思います。もしできるのであれば、地域の農産品・魚産品を、少し予算を取っていただいて、小学校の低学年のうちには地元の物をしっかり食わせる。その背景には家庭でそれを具現化できないという現状があるかと思っておりますので、ぜひ学校給食でこれを実行していただければと思います。

二点目ですが、農業体験、漁業体験というのがございますけれども、前年の食と農の県民条例の中で、5年後に小中学校の農業体験又は農業セミナーを全ての小・中学校が行う（100%）という答申をさせていただいて受理されております。この間、登米市の教育長さんに聞いたら、登米市ではやっていない学校が2校だけでした。つまりそれで県平均にすると60%前後と聞いています。たぶん仙台市内にそういう体験とかお話を聞く機会がない学校が非常に集中していると思っておりますので、その辺の対応をどのようにされるのかということをお伺いしたいと思います。

【議長】（平川会長）

具体的な御質問でありますか、お答えできますか。

【事務局】（松本スポーツ健康課長）

スポーツ健康課でございます。

県の食育の計画の中で、実際に体験をするというものだけで100%は苦しいのではないかとということで、従事されている方のお話を聞くというものをに入れて、合わせて100%というような目標にしているところです。そういったことで二通り、児童生徒が自らやるというものと実際に従事されている方のお話を伺うというような二本立てで推進しているところでございます。

【議長】（平川会長）

今気にされていたのは、仙台市内の状況は低いのではないかとということでした。

【事務局】（松本スポーツ健康課長）

仙台近郊ですと直接従事する環境というのではないと思うんですけども、例えば隣県に行って体験するような体験型のものは、3年生が修学旅行に行っている裏番組でやるというようなことなども行われておまして、逆に隣県の方が宮城に来るというようなことなどもございます。

そういったことで、自分のところでできにくい地域はありますけれども、それぞれのところで工夫してやっていただいているというように認識しております。

【議長】（平川会長）

いろいろな工夫をしていただきながら進めていくということでございます。

今のやりとりをお聞きしてちょっとだけ気になってきたのは、学校給食の充実ということですが、保育所とかこども園とかの給食は今必須になってきていると思うんですけども、地域の食材を使うということとは別に、食育という点から言ってもその辺りを視野に入れていくことは非常に大事なかなと今気が付いたわけです。もし県の対応として組み込んでいくことができるのであれば、そんなところも少し御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょうど時間になってまいりました。今日は5つの目標と10の基本方向ということで、いろいろな御意見をいただきました。文言自体といいましようか、その定義自体が抽象的な表現になっております。ただ、どういう表現あるいは並び方の話も出てまいりましたけれども、打ち出していくことによって相当理念に影響が出てくることになるだろうと思います。今日は非常にいろいろな御意見をいただきましたけれども、県の方でそれを受け止めて御検討いただいて、次の素案の作成の方に生かしていただければと思います。

私の方はこれで終わらせていただきます。

【司会】

平川会長、どうもありがとうございました。本日も限られた時間の中で貴重な御意見をいただきました。大変ありがとうございました。

本日、お時間の都合でお話しいただけなかった御意見等につきましては、これまでと同様でございますが、お手元に用紙を御用意してございますので、そちらに御記入いただいてFAXいただきますか、あるいは電子メールなどで事務局あてに御連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、次回の審議会ですが、8月を予定してございます。具体的な日程につきましては平川会長と御相談の上、事務局から御連絡したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして「第3回宮城県教育振興審議会」を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上